資料　平成３０年度弘前市町会掲示板設置等事業費補助金

補助制度について

町会が地域住民への情報発信等に活用している掲示板の新設工事若しくは建替工事又は修繕に要する経費の一部を補助するものです。

（１）対象事業は

①掲示板の新設工事

②掲示板の建替工事

③掲示板の修繕

（２）要件

①掲示板とは・・・町会が地域住民への情報発信等の手段としてポスター、文書等を掲示するために、屋外に設置する工作物

　　　　※町会内の地図や一定の文言を固定的に表記した案内板は補助対象になりません。

　　　　※集会所屋内の黒板やボードは対象になりません。

②掲示板は、次の要件を全て満たすこと

　　(ア) 町会が所有し、維持管理する掲示板の設置等であること。

　　(イ) 掲示板の設置場所が私有地の場合は、その場所の所有者等から掲示板の設置等について承諾を受けていること。

　　　　※承諾の書類を準備していただきます。（参考様式あり）

　(ウ) 補助金の交付決定後に着手し、年度内に完了すること。

※次のいずれかに該当する事業は、対象外とします。

・政治、宗教又は選挙に係る活動を目的とするもの

・掲示板の設置等に係り、市の他の補助金又は国、県その他の機関からの補助金の交付を受けた、又は受ける見込みがあるもの

・法令、条例等に違反するもの

（３）対象経費

　掲示板の新設工事費若しくは建替工事費又は修繕費。

※既存掲示板の撤去のみ又は移設のみに係る費用は対象外。

当該補助事業に対する協賛金等の収入がある場合は、これを補助対象経費から控除します。

（４）補助金の額

　　補助対象経費の実支出額の合計額の２分の１（１，０００円未満の端数切り捨て）又は30,000円の

いずれか少ない額

（５）条件等

　　・原則市内業者（市内に本店を有するものに限る）へ発注すること。

　　・補助金は、事業完了後交付します。

　　・この補助金を活用した掲示板は、平成３６年３月３１日まで、政治、宗教または選挙に係る活動に使用できず、また掲示板の処分もできません。

（６）申請書類

　・交付申請書（様式第１号）

・事業計画書（様式第２号）

　　・収支予算書（様式第３号）

　　・掲示板の図面

　　　　（形・おおよその大きさ・材質などがわかるもの。カタログのコピーも可）

・見積書の写し

・掲示板の設置場所を明示した配置図

　（地図に設置場所を示してください。壁付掲示板の場合はその旨示してください。）

・掲示板の設置場所の使用権原を証明できるものの写し（掲示板の設置場所が私有地の場合に限る。）

・掲示板の現況を明示した写真（新設の場合を除く。）

　（掲示板全体を映したものと、修繕したい部分のもの両方を準備してください）

その他

　　・交付決定を受けるまで工事に着手できません。交付決定を受ける前に工事に着手した場合は、補助金の交付を受けられなくなります。交付決定通知が届くまでお待ちください。

　　・同一町会が年度内に申請できる補助事業は、一事業です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当：市民協働政策課市民生活係　小林

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話：35-1664　又は35-1111内線987